

新型コロナウイルス感染症等に関する環境調査研修所における対応要領

令和 2 年 1 2 月 1 7 日
環境調査研修所

1 目的

安全な研修環境の提供及び研修生、講師の健康確保等のため、新型コロナウイルス感染症等の感染予防の徹底と拡大防止を図る。

2 留意すべき事項の周知

以下について、事前に自治体等関係機関、講師に周知するとともに、研修実施時のオリエンテーションにおいて研修生に周知する。

(1) 研修実施に際しては、研修所が講じる以下のような対策に協力し、研修所内での感染防止に万全を期すこと

- ①感染者と濃厚接触した可能性が高いことが明らかな者及び発熱等の風邪症状の見られる者の参加自粛。
- ②入所前に行う研修生、講師の検温、毎朝行う研修生、職員の検温。(研修生は体温計を持参すること)
- ③研修会場等におけるアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行、マスクの着用を促す等の感染症予防対策の実施 (マスクの持参)。
- ④研修会場等におけるこまめな換気の実施。(30 分に一回程度、5 分以上の換気の実施、または窓を常時少し開け室温 18℃以上を目安とする)
- ⑤飛沫感染防止のため、研修所内における身体的距離 (原則 2 メートル、最低 1 メートル) の確保。
- ⑥研修所内で急な発熱や咳等の症状が見られる者が発生した際における研修の中止も含めた必要な措置の実施。
- ⑦緊急時など研修生に速やかに連絡が出来るよう事前に携帯電話等の連絡先を登録する。

(2) 状況に応じた研修中止の検討

環境省の対応方針及び (1) の状況等を踏まえた研修の急な中止等があり得ること。

(3) 研修内容の変更等

- ①当面は、研修生同士等の接触の機会を減らし感染リスクを抑えるため、研修定員を30名程度までとし、(1)を徹底するとともに、社会状況、研修生の状況等に応じて研修内容、体制等を柔軟に見直す。
- ②交流会は中止する。
- ③講義については、身体的距離(原則2メートル)が確保できるような配席とする。
- ④実習、演習、見学等については、身体的距離(原則2メートル)が確保できるか検討し、困難な場合はカリキュラム変更、もしくは研修自体を中止する。
- ⑤講師の交代の都度、アルコール消毒済みのマイクに交換する。
- ⑥質疑応答の際、ハンドマイクの手渡しは行わず、講義室に設置したスタンドマイクを使用する。
- ⑦講師、研修生間等の名刺交換、個別質問は、原則禁止とする。
- ⑧出席簿は置かず、教務課担当者による目視確認により、出欠を把握する。

(4) 所内での生活

全般的に、共有部分の清掃、消毒回数を増やすこととする。

1) 宿泊棟

- ①トイレは、研修生ごとに指定された個室を使用する。(洋式28基、和式4基)
- ②学習室、談話室は、使用禁止となっている部屋以外については、身体的距離の確保のため、あらかじめ用意されている席の使用のみ可能とする。
- ③シャワー室は、使用の都度消毒することはできないため、消毒薬を設置し、各自、利用前後に手指の消毒を行う。
- ④洗濯機の使用は中止とする。
- ⑤喫煙室においては閉鎖とし、厚生棟外の喫煙場所を使用することとする。

2) 厚生棟

- ①食堂では、身体的距離の確保のため、席の間隔を空け食事を行う。
- ②食事時以外は、マスクを着用する。
- ③食堂利用前後に各自、手指の洗浄、消毒を行う。
- ④浴場は、当面、使用を中止する。

3) その他

- ①図書室は、当面、使用を中止する。

3 体調不良者への対応

(基本的考え方)

病状の判断、適切な処置等は、医学的見地から専門家、医師等が下すものであることから、研修所職員が研修生本人に医療に関する対応を指示することは避け、研修生本人の意思・希望を確認し、研修生が自発的に帰国者・接触者相談センターに相談するよう促す。

(具体的対応)

(入所手続き時)

- ・発熱、風邪の症状等がある場合、入所を認めないこととする。

(授業中)

- (1) 研修生は体調不良の場合、教務課に申し出る。研修生の訴えを受け、教務課職員が本人の状態・意思を確認する。
- (2) 発熱等の風邪の症状が出現した場合、自室待機とし、研修生は健康状態を記録して、変化があった場合には教務課に連絡する。研修生が研修受講を中断し、帰宅を希望する場合は、直ちに退所とする。
- (3) 次の症状がある場合、「帰国者・接触者相談センター」に連絡するよう、研修生に伝え、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従う。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、研修生本人が強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。)
- (4) 医療機関を受診した場合、医療機関の指示に沿って対応する。研修生は、教務課に診断・指示内容について情報を共有する。
- (5) 教務課は、情報を庶務課と共有する。また、研修生所属機関の研修窓口に連絡する。
- (5) 庶務課から宿泊棟、厚生棟に情報を共有する。
- (6) 新型肺炎、新型インフルエンザ等、本省への報告が必要と思われる場合、庶務課から本省へ連絡する。

(課業後)

課業後においては、宿泊棟管理人が教務課に代わり、初動対応を行う。対応に当たっては教務課職員に連絡し、指示を仰ぐ。

***帰国者・接触者相談センター**

狭山保健所 (平日 8:30~17:15) 04-2954-6212

***埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0570-783-770**

***近隣の PCR 行政検査を行っている病院 ひろせクリニック 04-2920-2111**

(研修終了後)

研修生、講師は、研修終了後 2 週間以内に、自身の感染が確認された場合、医療機関等の指示に基づき対応する。

4 その他

本対応要領については、新型コロナウイルス感染症の発生状況、社会的な状況及び環境省の対応方針等を踏まえ、随時見直していく。